

## 電気需給約款（低圧）新旧対照表

| 旧   | 新  | 備考欄         |
|---|--|-------------|
| <p><b>3 定義</b></p> <p>次の言葉は、需給契約においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1) 低圧<br/>標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。</p> <p>(2) 契約電流<br/>お客さまが契約上使用できる最大流量（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。</p> <p>(3) 契約容量<br/>お客さまが契約上使用できる最大容量(キロボルトアンペア)をいいます。</p> <p>(4) 契約電力<br/>お客さまが契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。</p> <p>(5) 消費税等相当額<br/>消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。</p> <p>(6) 消費税率<br/>消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。<u>なお、本約款においては8パーセントといたします。</u></p> <p>(7) 一般送配電事業者<br/>お客さまの需要場所を供給区域とする電気事業法第2条第1項9号に規定する一般送配電事業者としての中部電力株式会社をいいます。</p> <p>(8) 電灯</p> | <p><b>3 定義</b></p> <p>次の言葉は、需給契約においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1) 低圧<br/>標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。</p> <p>(2) 契約電流<br/>お客さまが契約上使用できる最大流量（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。</p> <p>(3) 契約容量<br/>お客さまが契約上使用できる最大容量(キロボルトアンペア)をいいます。</p> <p>(4) 契約電力<br/>お客さまが契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。</p> <p>(5) 消費税等相当額<br/>消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。</p> <p>(6) 消費税率<br/>消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。</p> <p>(7) 一般送配電事業者<br/>お客さまの需要場所を供給区域とする電気事業法第2条第1項9号に規定する一般送配電事業者としての中部電力株式会社をいいます。</p> <p>(8) 電灯</p> | <p>(変更)</p> |

|   |   |             |
|---|---|-------------|
| <p>白熱電球、けい光灯、ネオン管灯または水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。</p> <p>(9) 小型機器<br/>主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。</p> <p>(10) 動力<br/>電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。</p> <p>(11) 契約負荷設備<br/>お客さまが契約上使用できる負荷設備をいいます。</p> <p>(12) 契約主開閉器<br/>契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。</p> <p>(13) 燃料費調整額<br/>燃料費の変動を電気料金に反映させるための制度にもとづいて電気料金プラン約款に記載の方法により算出された値をいいます。</p> <p>(14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金<br/>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第16条第1項に定める賦課金をいい、電気料金プラン約款に定めるところによります。</p> <p>(15) 電気料金<br/>電気料金は、基本料金、電力量料金、燃料費調整額、および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電気料金プラン約款で定める割引制度を適用する場合の料金は、割引前料金から割引額を差し引いたも</p> | <p>白熱電球、けい光灯、ネオン管灯または水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。</p> <p>(9) 小型機器<br/>主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。</p> <p>(10) 動力<br/>電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。</p> <p>(11) 契約負荷設備<br/>お客さまが契約上使用できる負荷設備をいいます。</p> <p>(12) 契約主開閉器<br/>契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。</p> <p>(13) 燃料費調整額<br/>燃料費の変動を電気料金に反映させるための制度にもとづいて電気料金プラン約款に記載の方法により算出された値をいいます。</p> <p>(14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金<br/>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、電気料金プラン約款に定めるところによります。</p> <p>(15) 電気料金<br/>電気料金は、基本料金、電力量料金、燃料費調整額、および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電気料金プラン約款で定める割引制度を適用する場合の料金は、割引前料金から割引額を差し引いたも</p> | <p>(変更)</p> |
|---|---|-------------|

|   |   |  |
|---|---|--|
| <p>のいたします。</p> <p>(16) 供給地点<br/>当社が一般送配電事業者から、お客さまに電気を供給するために行う接続供給に係る電気の供給を受ける地点をいいます。</p> <p>(17) 需給契約<br/>本約款およびお客さまが適用を受ける電気料金プラン約款にもとづき、当社とお客さまとの間で締結する電気の需給に係る契約をいいます。</p> <p>(18) 接続供給<br/>当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、当社が一般送配電事業者から受ける電気の供給をいいます。</p> <p>(19) 接続供給契約<br/>当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、当社と一般送配電事業者との接続供給に係る契約をいいます。</p> <p>(20) 託送供給等約款<br/>接続供給契約の内容を規定する一般送配電事業者の約款で、電気事業法第18条第1項にもとづき経済産業大臣より認可を受けたものをいいます。</p> <p>(21) 休日<br/>日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日および1月4日、5月1日、12月29日、12月30日をいいます。</p> <p>(22) 営業日<br/>休日以外の日をいいます。</p> | <p>のいたします。</p> <p>(16) 供給地点<br/>当社が一般送配電事業者から、お客さまに電気を供給するために行う接続供給に係る電気の供給を受ける地点をいいます。</p> <p>(17) 需給契約<br/>本約款およびお客さまが適用を受ける電気料金プラン約款にもとづき、当社とお客さまとの間で締結する電気の需給に係る契約をいいます。</p> <p>(18) 接続供給<br/>当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、当社が一般送配電事業者から受ける電気の供給をいいます。</p> <p>(19) 接続供給契約<br/>当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、当社と一般送配電事業者との接続供給に係る契約をいいます。</p> <p>(20) 託送供給等約款<br/>接続供給契約の内容を規定する一般送配電事業者の約款で、電気事業法第18条第1項にもとづき経済産業大臣より認可を受けたものをいいます。</p> <p>(21) 休日<br/>日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日および1月4日、5月1日、12月29日、12月30日をいいます。</p> <p>(22) 営業日<br/>休日以外の日をいいます。</p> |  |
| <p><b>6 需給契約の申し込み</b></p> <p>(1) お客さまが新たに需給契約を希望される場合は、あらかじめ需給契約の内容および託送供給等約款におけるお客さまに関する事項を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって、申し込みをしてい</p>   | <p><b>6 需給契約の申し込み</b></p> <p>(1) お客さまが新たに需給契約を希望される場合は、あらかじめ需給契約の内容および託送供給等約款におけるお客さまに関する事項を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって、申し込みをしてい</p>   |  |

たきます。この場合、当社は、次のイからハのいずれかに定める方法により、お客さまによる申し込みを受け付けます。

契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約用しゃ断器の定格電流、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、供給地点特定番号および料金の支払方法等。なお、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合には当該他の小売電気事業者との需給契約におけるお客さま番号等

イ 店頭または郵送による申込書の授受等、書面の取り交わしにより受け付ける方法

ロ 提供するホームページ等のウェブサイトから受け付ける方法

ハ 口頭、電話により受け付ける方法

- (2) (1)により需給契約の申し込みをされる場合は、お客さまが、本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報（お客さまを識別できる情報をいいます。）を他の小売電気事業者等へ当社が通知することがあることにあらかじめ同意していただきます。
- (3) 契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出いただき、電気料金プラン約款にそれぞれ規定する決定方法に従い決定されます。
- (4) お客さまが当社への申し込み後、電気需給が開始されるまでの期間に、申し込み前にご利用されていた小売電気事業者との間で電気需給契約の契約電流、契約容量および契約電力を変

たきます。この場合、当社は、次のイからハのいずれかに定める方法により、お客さまによる申し込みを受け付けます。

契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約用しゃ断器の定格電流、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、供給地点特定番号および料金の支払方法等。なお、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合には当該他の小売電気事業者との需給契約におけるお客さま番号等

イ 店頭または郵送による申込書の授受等、書面の取り交わしにより受け付ける方法

ロ 提供するホームページ等のウェブサイトから受け付ける方法

ハ 口頭、電話により受け付ける方法

- (2) (1)により需給契約の申し込みをされる場合は、お客さまが、本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報（お客さまを識別できる情報をいいます。）を他の小売電気事業者等へ当社が通知することがあることにあらかじめ同意していただきます。
- (3) 契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出いただき、電気料金プラン約款にそれぞれ規定する決定方法に従い決定されます。
- (4) お客さまが当社への申し込み後、電気需給が開始されるまでの期間に、申し込み前にご利用されていた小売電気事業者との間で電気需給契約の契約電流、契約容量および契約電力を変

|  |  |             |
|--|--|-------------|
| <p>更された場合、当社との契約における契約電流、契約容量および契約電力は、当該小売電気事業者との間で変更された契約電流、契約容量および契約電力に変更されます。</p> <p>(5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。</p> <p>(6) お客さまの都合により申し込み手続きを取り止めることとなった場合、需給開始予定日より前に、当社に対しその旨を申し出ていただきます。</p>   | <p>れた場合、当社との契約における契約電流、契約容量および契約電力は、<u>原則として</u>、当該小売電気事業者との間で変更された契約電流、契約容量および契約電力に変更されます。</p> <p>(5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。</p> <p>(6) お客さまの都合により申し込み手続きを取り止めることとなった場合、需給開始予定日より前に、当社に対しその旨を申し出ていただきます。</p>  | <p>(変更)</p> |
| <p><b>25 保証金</b></p> <p>(1) 当社は、6（需給契約の申し込み）(1)の申し込みをされるお客さまから、当社による需給の開始に先だつて、そのお客さまの予想月額料金の3か月分に相当する金額をこえない範囲内で保証金を預かることがあります。</p> <p>(2) 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。</p> <p>(3) 当社は、お客さまから保証金を預かっている場合において、そのお客さまから支払期限日を経過しても料金の支払いがなく、かつ、当社の督促後5日以内になお支払いがないときは、保証金とその利息との合計額をもってその料金に充当いたします。この場合、保証金の不足分をお客さまに補充していただくことがあります。</p> <p>(4) 当社は、(2)に規定する保証金の預かり期間経過後、または41（需給契約の終了）もしくは43（<u>解除</u>等）の規定により需給契約が終了したときは、保証金とその利息との合計額（(3)に規定する未収の料金がある場合にあつては、その額を控除した残額をいいます。）をすみやかにお返しいたします。利息は、保証</p> | <p><b>25 保証金</b></p> <p>(1) 当社は、6（需給契約の申し込み）(1)の申し込みをされるお客さまから、当社による需給の開始に先だつて、そのお客さまの予想月額料金の3か月分に相当する金額をこえない範囲内で保証金を預かることがあります。</p> <p>(2) 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。</p> <p>(3) 当社は、お客さまから保証金を預かっている場合において、そのお客さまから支払期限日を経過しても料金の支払いがなく、かつ、当社の督促後5日以内になお支払いがないときは、保証金とその利息との合計額をもってその料金に充当いたします。この場合、保証金の不足分をお客さまに補充していただくことがあります。</p> <p>(4) 当社は、(2)に規定する保証金の預かり期間経過後、または41（需給契約の終了）もしくは43（<u>解約</u>等）の規定により需給契約が終了したときは、保証金とその利息との合計額（(3)に規定する未収の料金がある場合にあつては、その額を控除した残額をいいます。）をすみやかにお返しいたします。利息は、保証</p> | <p>(変更)</p> |

|   |   |             |
|---|---|-------------|
| <p>金に対し年 0.024 パーセントの利率でその預かり期間に応じて複利により計算いたします。</p>  | <p>金に対し年 0.024 パーセントの利率でその預かり期間に応じて複利により計算いたします。</p>  |             |
| <p><b>28 需要場所への立入りによる業務の実施</b></p> <p>当社が需給契約の遂行上、お客さまの需要場所への立入りが必要と認める場合、または一般送配電事業者から次の立入り業務を実施する旨の要請があった場合、当社または一般送配電事業者は、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合、お客さまは、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。</p> <p>なお、お客さまの求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 供給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等お客さまの需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査に関する業務</li> <li>(2) 46（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等に関する業務</li> <li>(3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査またはお客さまの電気の使用用途の確認に関する業務</li> <li>(4) 計量器の検針または計量値の確認に関する業務</li> <li>(5) 33（供給の停止）、41（需給契約の終了）(1)または43（<u>解除</u>等）にもとづく供給の停止および契約の終了により必要な処置に関する業務</li> <li>(6) その他接続供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務</li> </ol> | <p><b>28 需要場所への立入りによる業務の実施</b></p> <p>当社が需給契約の遂行上、お客さまの需要場所への立入りが必要と認める場合、または一般送配電事業者から次の立入り業務を実施する旨の要請があった場合、当社または一般送配電事業者は、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合、お客さまは、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。</p> <p>なお、お客さまの求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 供給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等お客さまの需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査に関する業務</li> <li>(2) 46（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等に関する業務</li> <li>(3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査またはお客さまの電気の使用用途の確認に関する業務</li> <li>(4) 計量器の検針または計量値の確認に関する業務</li> <li>(5) 33（供給の停止）、41（需給契約の終了）(1)または43（<u>解約</u>等）にもとづく供給の停止および契約の終了により必要な処置に関する業務</li> <li>(6) その他接続供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務</li> </ol> | <p>(変更)</p> |

|  |  |             |
|--|--|-------------|
| <p><b>37 損害賠償の免責</b></p> <p>(1) 36 (供給の中止) によって電気の供給が中止された場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(2) 33 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合または43 (解除等) によって需給契約を解除した場合もしくは需給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>   | <p><b>37 損害賠償の免責</b></p> <p>(1) 36 (供給の中止) によって電気の供給が中止された場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(2) 33 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合または43 (解約等) によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>   | <p>(変更)</p> |
| <p><b>41 需給契約の終了</b></p> <p>(1) 引越し (転出) 等の理由による需給契約の終了<br/> お客さまが、引越し等の理由により需給契約を終了しようとする場合は、あらかじめその終了を希望する日の2営業日前までに、当社所定の方法で当社に申し出ていただきます。当社は、お客さまの申し出をもとに、一般送配電事業者に対して、終了希望日に需給契約を終了するために必要な手続きを行います。需給契約は、43 (解除等) および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された契約終了希望日に終了いたします。</p> <p>イ 当社がお客さまの終了の申し出を、実際に使用を廃止した日以降に受けた場合は、原則としてその申し出を受け付けた日 (当社が定める休日である場合には、その直後の当社が定める休日以外の日となります。) を契約終了日といたします。</p> <p>ロ 当社の責めとならない理由 (災害等不可抗力による場合を除きます。) により需給契約を終了するために必要な</p> | <p><b>41 需給契約の終了</b></p> <p>(1) 引越し (転出) 等の理由による需給契約の終了<br/> お客さまが、引越し等の理由により需給契約を終了しようとする場合は、あらかじめその終了を希望する日の2営業日前までに、当社所定の方法で当社に申し出ていただきます。当社は、お客さまの申し出をもとに、一般送配電事業者に対して、終了希望日に需給契約を終了するために必要な手続きを行います。需給契約は、43 (解約等) および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された契約終了希望日に終了いたします。</p> <p>イ 当社がお客さまの終了の申し出を、実際に使用を廃止した日以降に受けた場合は、原則としてその申し出を受け付けた日 (当社が定める休日である場合には、その直後の当社が定める休日以外の日となります。) を契約終了日といたします。</p> <p>ロ 当社の責めとならない理由 (災害等不可抗力による場合を除きます。) により需給契約を終了するために必要な</p> | <p>(変更)</p> |

|   |   |   |
|---|---|---|
| <p>処置ができない場合は、終了するための処置が可能になった日を契約終了日といたします。</p> <p>(2) 他の小売電気事業者への契約切り替えによる終了<br/>お客さまが当社との需給契約を終了し、新たに他の小売電気事業者から電気供給を受ける場合には、新たな小売電気事業者に対し契約の申し込みをしていただきます。当社は、当該小売電気事業者を通じ電力広域的運営推進機関のシステムを経由して、お客さまからの依頼を受けた時は、お客さまと当社との需給契約を終了するために必要な処置を行います。この場合は、電力広域的運営推進機関から通知される新たな小売電気事業者からお客さまへの電気の供給が開始される前日を契約終了日といたします。</p> <p>(3) (1)にもとづく需給契約の終了が、お客さまがその需要場所での電気の供給を受けないことを理由とする場合、一般送配電事業者により、一般送配電事業者の設備またはお客さまの電気設備において、お客さまへの電気の供給を終了させるための必要な処置が行われます。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。</p> | <p>処置ができない場合は、終了するための処置が可能になった日を契約終了日といたします。</p> <p>(2) 他の小売電気事業者への契約切り替えによる終了<br/>お客さまが当社との需給契約を終了し、新たに他の小売電気事業者から電気供給を受ける場合には、新たな小売電気事業者に対し契約の申し込みをしていただきます。当社は、当該小売電気事業者を通じ電力広域的運営推進機関のシステムを経由して、お客さまからの依頼を受けた時は、お客さまと当社との需給契約を終了するために必要な処置を行います。この場合は、電力広域的運営推進機関から通知される新たな小売電気事業者からお客さまへの電気の供給が開始される前日を契約終了日といたします。</p> <p>(3) (1)にもとづく需給契約の終了が、お客さまがその需要場所での電気の供給を受けないことを理由とする場合、一般送配電事業者により、一般送配電事業者の設備またはお客さまの電気設備において、お客さまへの電気の供給を終了させるための必要な処置が行われます。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。</p> |   |
| <p><b>43 解除等</b></p> <p>(1) 当社は、お客さまが次にかかげる事由に該当する場合には、需給契約を<u>解除</u>することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。</p> <p>なお、需給契約を<u>解除</u>する場合には、あらかじめその旨を<u>解除日</u>とともに予告し、お客さまに対して①需給契約の<u>解除後無契約</u>となった場合には電気の供給が停止すること、および②お客さまが希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者または一般送配電事業者から電気の供給を受けることができることを書面により説明いたします。</p>   | <p><b>43 解約等</b></p> <p>(1) 当社は、お客さまが次にかかげる事由に該当する場合には、需給契約を<u>解約</u>することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。</p> <p>なお、需給契約を<u>解約</u>する場合には、あらかじめその旨を<u>解約日</u>とともに予告し、お客さまに対して①需給契約の<u>解約後無契約</u>となった場合には電気の供給が停止すること、および②お客さまが希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者または一般送配電事業者から電気の供給を受けることができることを書面により説明いたします。</p>   | <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> |



|  |  |  |
|--|--|--|
| <p>イ 支払義務発生日(18(料金の支払義務および支払い)(4)の規定が適用される場合は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日)の翌日から起算して50日(支払義務発生日の翌日から起算して50日目が休日の場合は、その直後の休日でない日といたします。)を経過してもなお料金または延滞利息のお支払いがない場合</p> <p>ロ 当社との他の需給契約またはガスの使用契約(すでに消滅しているものを含みます。)の料金についてイの事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合</p> <p>ハ この需給契約にもとづいてお支払いを求めた料金または延滞利息以外の債務について、支払期限日を経過してもお支払いがない場合</p> <p>ニ 当社の媒介、代理または取次ぎを業として行う者との契約の料金支払債務その他の債務について、支払期限日を経過してもお支払いがない場合</p> <p>ホ 当社による需給契約の承諾の意思表示の後、20(料金の口座振替)(2)および21(料金のクレジットカード払い)(2)の申込書に不備があることが判明し、口座振替およびクレジットカード払いの申し込み手続きを完了できない場合</p> <p>ヘ 26(適正契約の保持)によって、変更を依頼されたお客さまが当社の定めた期日までにその変更を行わない場合</p> <p>ト 33(供給の停止)によって、電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合</p> <p>チ 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申し立てを</p> | <p>イ 支払義務発生日(18(料金の支払義務および支払い)(4)の規定が適用される場合は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日)の翌日から起算して50日(支払義務発生日の翌日から起算して50日目が休日の場合は、その直後の休日でない日といたします。)を経過してもなお料金または延滞利息のお支払いがない場合</p> <p>ロ 当社との他の需給契約またはガスの使用契約(すでに消滅しているものを含みます。)の料金についてイの事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合</p> <p>ハ この需給契約にもとづいてお支払いを求めた料金または延滞利息以外の債務について、支払期限日を経過してもお支払いがない場合</p> <p>ニ 当社の媒介、代理または取次ぎを業として行う者との契約の料金支払債務その他の債務について、支払期限日を経過してもお支払いがない場合</p> <p>ホ 当社による需給契約の承諾の意思表示の後、20(料金の口座振替)(2)および21(料金のクレジットカード払い)(2)の申込書に不備があることが判明し、口座振替およびクレジットカード払いの申し込み手続きを完了できない場合</p> <p>ヘ 26(適正契約の保持)によって、変更を依頼されたお客さまが当社の定めた期日までにその変更を行わない場合</p> <p>ト 33(供給の停止)によって、電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合</p> <p>チ 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申し立てを</p> |  |
|--|--|--|

|   |   |                         |
|---|---|-------------------------|
| <p>受けた場合</p> <p>リ 振出し、引受け、裏書きした手形または小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合</p> <p>ヌ 破産、特別清算、民事再生、会社更生もしくはこれらに類する法的手続きの申し立てを受けまたは自ら申し立てを行った場合</p> <p>ル 需給契約の条項（49（反社会的勢力との取引排除）を含みます。）に違反した場合</p> <p>ヲ 本約款等および託送供給等約款、法令、条例、規則等に反した場合</p> <p>(2) お客さまが当社に需給契約終了の通知をしない場合であっても、すでに転居されている等明らかに電気の使用を終了したと認められるときは、当社または一般送配電事業者がお客さまに対する電気の供給を終了させるための措置をとることがあります。この場合、この措置をとった日に需給契約の<u>解除</u>があったものといたします。</p> | <p>受けた場合</p> <p>リ 振出し、引受け、裏書きした手形または小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合</p> <p>ヌ 破産、特別清算、民事再生、会社更生もしくはこれらに類する法的手続きの申し立てを受けまたは自ら申し立てを行った場合</p> <p>ル 需給契約の条項（49（反社会的勢力との取引排除）を含みます。）に違反した場合</p> <p>ヲ 本約款等および託送供給等約款、法令、条例、規則等に反した場合</p> <p>(2) お客さまが当社に需給契約終了の通知をしない場合であっても、すでに転居されている等明らかに電気の使用を終了したと認められるときは、当社または一般送配電事業者がお客さまに対する電気の供給を終了させるための措置をとることがあります。この場合、この措置をとった日に需給契約の<u>解約</u>があったものといたします。</p> | <p>(変更)</p>             |
| <p><b>44 需給契約消滅後の債権債務関係</b></p> <p>需給契約期間中に当社とお客さまとの間に生じた料金その他の債権および債務は、43（<u>解除</u>等）の規定によって当社が需給契約を<u>解除</u>したとしても、消滅いたしません。なお、これには支払義務発生日の到来していないものも含まれます。</p>   | <p><b>44 需給契約消滅後の債権債務関係</b></p> <p>需給契約期間中に当社とお客さまとの間に生じた料金その他の債権および債務は、43（<u>解約</u>等）の規定によって当社が需給契約を<u>解約</u>したとしても、消滅いたしません。なお、これには支払義務発生日の到来していないものも含まれます。</p>   | <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> |
| <p>附則</p> <p><b>1 本約款の実施期日</b></p> <p>本約款は、<u>平成29年12月11日</u>から実施いたします。</p>   | <p>附則</p> <p><b>1 本約款の実施期日</b></p> <p>本約款は、<u>2019年10月1日</u>から実施いたします。</p>  | <p>(変更)</p>             |